

「札幌子ども虐待防止オレンジリボン運動支援協議会」会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は「札幌子ども虐待防止オレンジリボン運動支援協議会」と称する。
また、略称を「札幌オレンジリボン運動支援協議会」する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、札幌市中央区南17条西16丁目4番5号 有限会社
プロベエル に置く。

第2章 目的及び活動

(目的)

第3条 本会の目的は、「NPO法人 児童虐待防止全国ネットワークオレンジリボン運動事務局」(オレンジリボン憲章)の理念と活動に賛同し、子どもへの虐待のない明るく希望にあふれた社会を創ることを目的とする。

(活動)

第4条 本会は、子ども虐待防止「オレンジリボン憲章」の周知と広報・啓発を中心に活動する。

- (1) オレンジリボン運動個人サポーターの登録支援。
- (2) 啓発グッズ(バッジ・ポスター)などの購入・頒布支援。
- (3) オレンジリボン運動の理念と目的の普及活動。

第3章 会員及び役員等

(会員)

第5条 本会の会員は、原則として個人の資格で本会の趣旨に賛同するもので、「NPO法人 児童虐待防止全国ネットワークオレンジリボン運動事務局」オレンジリボン運動個人サポーターへ登録された者、または登録する意思のある者とする。

なお、会員は、会員の意志によりいつでも脱会することができる。

(役 員)

第6条 本会に次の役員をおく。

・ 会 長	1 名
・ 副 会 長	若干名
・ 代 表 幹 事	1 名
・ 副 代 表 幹 事	若干名
・ 経 理 局 長	1 名
・ 会 計 監 事	2 名
・ 事 務 局 長	1 名
・ 事 務 局 次 長	若干名
・ 幹 事	若干名

(選 任)

第7条 本会の役員は、総会において選任する。

2 役員の仕事は、役員の互選により定める。

3 役員に欠員が生じた場合、本会の運営上特に支障のある場合を除き、補欠選任は行わない。

(任 期)

第8条 役員の任期は、3年とする。ただし再任を妨げない。

第 4 章 総会ならびに役員会

(総 会)

第9条 本会の総会は、毎年 1 回、原則として4月開催する。

2 総会は、役員会の審議を経て、会長が招集する。

3 総会の決議は、会員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(役員会)

第10条 本会の役員会は、役員をもって構成する。

2 役員会は、会長が招集するものとし、必要に応じて随時開催できる。

3 役員会の決議は、役員の3分の2以上が出席し、その過半数をもって行う。

第 5 章 運営及び会計

(運 営)

第 1 1 条 本会は、人と人との関わり合いを大切にし、会員が常にボランティア精神を持った運営を行い営利目的とはしない。

2 本会の活動費は、すべて本会の会員及び善意企業・団体の賛助金・寄付金により運営する。

(会 計)

第 1 2 条 本会の会計年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、同年 1 2 月 3 1 日にて終わる。

2 本会の会計報告は、経理局長が会計監事の監査を受け、役員会の承認を得たうえ、総会の承認を得なければならない。

第 6 章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第 1 3 条 本会則の変更は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 1 4 条 本会は、総会の決議により解散する。

第 7 章 補 則

(会則に定めのない事項)

第 1 5 条 本会則に定めのない事項については、役員会で決定し総会の承認を得なければならない。

附則

本会則は、平成 2 1 年 (2 0 0 9 年) 1 2 月 1 日から実施する。